風しん抗体検査助成事業Ｑ＆Ａ（医療機関用）

令和7年4月1日

No.	区分	質問	回答
1	実施期間	いつからいつまでに実施した抗体検査が令和７年度の費用助成の対象になるのか。	「令和７年度風しん抗体検査助成事業」は、令和７年４月１日から令和８年３月31日に実施した抗体検査が費用助成の対象です。 毎年、事業実施への承諾が必要です。
2	医療機関	住所地以外の医療機関でも抗体検査を受けることができるか。	住所地以外の医療機関でも受けることができます。 請求時に、別紙１及び別紙２を岡山県・岡山市・倉敷市分で１枚ずつ分けてください。
3	同居	同居していることをどのように確認するのか。	問診票の記載内容で確認してください。 住所一致の確認などは必要としません。
4	妊婦の抗体価	対象者のうち、「風しん抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者」とは、妊婦の抗体価がどの程度であればその同居者が助成対象となるか。	実施医療機関向けに配布した「風しん抗体検査助成事業実施の手引き」内の「予防接種が推奨される風しん抗体価について」を参照ください。
5	検査助成対象者	抗体検査を受けたことがあるか覚えていない場合の対応は	覚えていない場合は「不明」として、対象として頂いて構いません。 経産婦の場合、妊婦健診で風しん抗体検査を受けているので、母子健康手帳等を確認するよう促してください。
6	検査助成対象者	助成は１人１回のみとあるが、確認方法は。	本人の申し出・問診票・カルテ等から、過去にこの制度を利用したことがあると分かった場合は、１人１回のみであることを説明してください。
7	検査費用の請求	抗体検査に要した費用の請求はどのようにしたらいいか。	**実績報告とあわせ、岡山県・岡山市・倉敷市のそれぞれ担当課あてに請求してください。 なお検査受検者へは、費用を請求しないでください。**
8	検査費用の請求	昨年度の様式を使用してもよいか。	様式を変更している場合があるので、年度ごとに新しく送付した様式を使ってください。 問診票についても同様です。
9	検査費用の請求	「検査実施日」と「結果説明日」が異なるが、別紙１の実績報告書にはどちらの日を記入すればよいか。	「検査実施日」を記入してください。 ただし、下記１０に注意してください。

No.	区分	質問	回答
10	検査費用の請求	検査説明ができていない場合、実績報告及び請求書を提出することはできるか。 また、できる場合、申込（問診）票の「結果説明日」の欄はどのように記入すればよいか。	検査結果を説明した後、実績報告及び請求書を提出してください。 ただし、１～３月実施分については、４月１０日までに説明できていなくても、説明予定日及びその旨を記入して、必ず４月１０日までに報告してください。
11	実績報告書の提出	２種類の方法（ＨＩ法とＥＩＡ法）で検査した場合、実績報告書はどのようにしたらよいか。	別紙１及び別紙２については、方法ごとに報告書を分けてください。 なお、請求先が異なる場合は請求先ごとにも分けてください。
12	実績報告書の提出	抗体検査の実績がない場合も実績報告書の提出が必要か。	抗体検査の実績がない場合、提出の必要はありません。
13	その他	検査結果がＨＩ法で８倍、１６倍で、「予防接種が推奨される風しん抗体価について」で風しん含有ワクチンの接種を推奨されていないとき、予防接種を受ける必要はないと理解してよいか。	接種を推奨されていない場合であっても、受検者が確実な予防のため接種を希望する場合は、個々に風しんの性質等を伝え、相談の上、受検者に判断してもらうようにしてください。